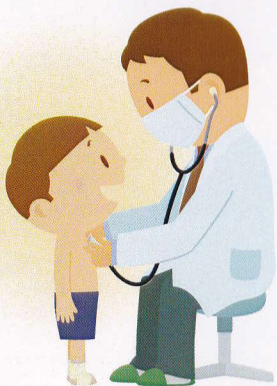


利用料金

障害児相談支援及び特定相談支援は、利用者の自己負担はありません。

なお、保育所等訪問支援については国が規定する保育所等訪問支援給付費における定率負担(1割)をお支払いいただきます。



お問い合わせ

児童発達支援センター
そよかぜ

Tel.024-951-0250

Fax.024-951-0362

〒963-8041

福島県郡山市富田町字上ノ台4番地の1
福島県総合療育センター内

平日の月曜から金曜日までの午前9時から午後5時まで



児童発達支援センター

そよかぜ

福島県総合療育センター

児童発達支援センター

そよかぜ

どんなところ?

障がいのあるお子さん及び障がいの疑いのあるお子さん(障がい者を含む)を持つご家族等から相談を受け、専門のスタッフが生活の適応向上のためのアドバイスを行います。



対象者及び対象地域

肢体不自由、知的障害、難聴、重症心身障害、発達障害等の障がいのあるお子さん及び障がいの疑いのあるお子さんで郡山市内に在住の方。

ただし、当センターを利用している場合は所在を問わず、ご利用できます。なお、支援内容に応じて、受給者証の取得が必要となります。

支援方法

障害児相談支援及び特定相談支援



利用者からご相談をいただき、直接アドバイスを行うとともに、サービス等利用計画に基づき、継続的なサービス利用の支援を行います。

保育所等訪問支援

支援に際し、相談内容に応じた専門スタッフをチーム編成し、必要に応じて保育所等を訪問するなど、効果的かつ専門的な支援を行います。

スタッフ

保育士(相談支援専門員)、心理判定員、看護師、保健師、医療技師等(PT,OT,ST)



利用の流れ

ご家族からの依頼



相談支援専門員が聞き取り、アドバイスをを行います。(受給者証の申請)



サービス等利用計画案の作成



支給決定



サービス等利用計画の作成



計画に基づいた支援を開始します。



定期的にモニタリングを行い、支援内容の見直しを行います。